

## 解体工事業登録を受けた後の履行すべき義務等

### 1. 登録の有効期間と更新手続

解体工事業の登録の有効期間は5年です。5年ごとに登録を更新しなければ、登録は無効となります（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」）第21条第2項）。

有効期間満了後も引き続き解体工事業を営む場合は、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに、登録の更新をしなければなりません。（解体工事業に係る登録等に関する省令（以下「省令」）第2条）。

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は、現に受けている登録の有効期間の満了日の翌日から起算して5年間となります（法第21条第4項）。

### 2. 変更等の届出

登録を受けた後に、次の事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、変更の内容を届け出なければなりません（法第25条第1項）。

変更する登録事項	添付書類
商号又は名称、氏名及び住所	法人：登記事項証明書 個人：住民票の抄本又は本人確認票
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書（登記の変更を必要とする場合のみ）
新たに役員となる者がいる場合（法人）	登記事項証明書、誓約書、新たに役員となる者の調書 新たに役員となる者の住民票の抄本又は本人確認票 役員等確認表
解体工事業者が未成年の場合の法定代理人	誓約書新たに法定代理人となる者の調書 新たに法定代理人となる者の住民票の抄本又は本人確認票
技術管理者	新たに専任された技術管理者の住民票の抄本又は本人確認票 国家資格者証等の写し又は実務経験証明書

### 3. 廃業等届出書又は通知書

登録を受けた後に、次の事項に該当した場合は、それぞれその届出、通知をすべき者が30日以内に廃業等届出書（岐阜県様式第4号）又は通知書（岐阜県様式第8号）を提出しなければなりません（法第27条第1項、省令第1条）。

個人事業者が法人化した場合は、個人の廃業等届出書を提出後、新たに法人として登録を受けなければなりません。

#### ・廃業等届出書の提出が必要な場合

該当事項	提出を行う者
死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	清算人
その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する社員

#### ・通知書の提出が必要な場合

該当事項	提出を行う者
法第21条第1項括弧書（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業法第3条第1項の許可）を受けた場合	代表者

※通知書には許可通知書の写しを添付してください。

#### 4. 登録の抹消

解体工事業者は次の事項のいずれかに該当し、登録が効力を失うか、登録を取り消されると、解体工事業者の登録が抹消されます（法第 28 条）。

都道府県知事によって、解体工事業者の登録が取り消された場合
解体工事業者の登録の更新を行わずに、登録の有効期間の 5 年を経過した場合
法第 21 条第 1 項括弧書（土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業法第 3 条第 1 項の許可）を受けた場合
廃業等届出書の届出事項に該当した場合

#### 5. 諸届出用紙入手方法

解体工事業者登録申請書、登録事項変更届出書及び廃業等届出書は、下記からダウンロードすることができます。

○岐阜県公式サイト内 建設業許可の広場 - 解体工事業者の登録

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1657.html>

#### 6. 書類の提出先

申請者の所在地又は住所が岐阜県内の場合は、管轄する土木事務所へ 3 部（正本 1 部、副本 2 部）、岐阜県外の場合は、県庁技術検査課へ 2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出してください。

#### 7. 解体工事業者が掲げる標識

解体工事業者の登録を受けた者は、営業所及び解体工事現場の全てにおいて、様式第 7 号に規定する標識を公衆の見やすい場所に提示しなければなりません（法第 33 条、省令第 8 条第 1 項、第 2 項）。

様式第 7 号（第 8 条関係）

← 35 cm 以上 →	
<b>解 体 工 事 業 者 登 録 票</b>	
商号、名称又は氏名	株 式 会 社            ○ ○ 解 体
法人である場合の代表者の氏名	岐 阜                    花 子
登 録 番 号	岐 阜 県 知 事 （ 登 ー ○ ○ ） 第 △ △ 号
登 録 年 月 日	令 和 ○ ○ 年 △ △ 月 × × 日
技術管理者の氏名	岐 阜                    太 郎
↑ 25 cm 上 ↓	

<記入要領>

- ① 解体工事業者登録票は標識として、解体工事業者の営業所及び解体工事現場の全てに掲げなければなりません。
- ② 解体工事業者登録票は、縦 25 cm 以上、横 35 cm 以上の大きさが必要です。
- ③ 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ④ 「技術管理者の氏名」の欄には、営業所に掲げる解体工事業者登録票の場合は、選任した技術管理者のいずれかの氏名を記入し、解体工事現場に掲げる解体工事業者登録票の場合は、実際にその解体工事現場の技術上の管理をつかさどる技術管理者の氏名を記入します。

## 8. 解体工事業者が備える帳簿

解体工事の登録を受けた者は、請け負った解体工事について1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません。帳簿には様式第8号に規定する事項を記載します（法第34条、省令第9条第1項、第2項）。

なお、帳簿は磁気ディスク等に記録しても構いません（省令第9条第3項、第5項）。

同時に、帳簿には解体工事の請負契約書あるいはその写しを添付する必要があります。また、工事の規模が法第9条第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上である場合にあっては、法第13条第1項又は第2項の規定による書面又はその写しを添付しなければなりません（省令第9条第4項）。

この帳簿は、解体工事業者の事業年度の末日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません（省令第9条第6項）。

様式第8号（第9条関係）

注文者の氏名又は名称	株 式 会 社                      ○ ○ 商 事
注 文 者 の 住 所	郵便番号（○○○-●●●●） 岐 阜 県 岐 阜 市 藪 田 南 ○ - ○ - ○ 電話番号（058）○○○-○○○○
施 行 場 所	岐 阜 県 岐 阜 市 藪 田 南 ○ - ○ - ○
着工年月日及び竣工年月日	自 令 和 ○ ○ 年 △ △ 月 × × 日 至 令 和 ○ ○ 年 △ △ 月 × × 日
工 事 請 負 金 額	○ ,   ○ ○ ○ ,   ○ ○ ○ 円
当 該 工 事 に 係 る 技 術 管 理 者 の 氏 名	岐                      阜                      太                      郎

<記入要領>

- ① 帳簿は、解体工事業者の営業に関する事項を記入する書面で、解体工事1件ごとにこれを整備し、保存しなければなりません。
- ② 「注文者の氏名又は名称」「注文者の住所」の欄には、当該解体工事を注文（発注）した者の氏名又は名称、住所を記入します。
- ③ 「施工場所」の欄には、当該解体工事の施工場所を記入します。
- ④ 「着工年月日及び竣工年月日」の欄には、当該解体工事の着工年月日と竣工年月日を記入します。
- ⑤ 「工事請負金額」の欄には、当該解体工事の最終的な請負金額の値を記入します。
- ⑥ 「当該工事に係る技術管理者の氏名」の欄には、実際に当該解体工事の技術上の管理をつかさどった技術管理者の氏名を記入します。

◆問い合わせ先

岐阜県土整備部技術検査課建設人材育成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

Tel. 058-272-8499

または、解体工事申請を行った土木事務所総務課契約係

（管理調整係）